

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現 状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等及び民間従業員のデータ

(平成 19 年 4 月 1 日)

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
全 体	52.7 歳	63	215,777 円	229,992 円	222,229 円	—	—	—	—
うち学校級職員	56.4 歳	20	220,225 円	223,235 円	222,855 円	調理師	43.0 歳	282,200 円	0.79
うち自動車運転手	52.6 歳	6	266,816 円	291,100 円	288,422 円	自家用乗用自動車運転手	54.9 歳	254,900 円	1.14
うち用務員	50.1 歳	5	190,560 円	195,600 円	193,960 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	0.86
岐阜県	50.9 歳		330,055 円	364,030 円	346,496 円	—	—	—	—
国	48.8 歳		287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	49.4 歳		273,844 円	294,520 円	286,146 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
全 体	—	—	—
うち学校級職員	3,337,900 円	3,881,300 円	0.86
うち自動車運転手	4,342,900 円	3,619,100 円	1.20
うち用務員	3,021,500 円	3,284,300 円	0.92

※「平均給料月額」とは、19 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 16 年～18 年の 3 ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
全 体				1	1	1	3	5	10	21	21		63
うち学校給食員									2	6	12		20
うち自動車運転手							1		1	2	2		6
うち用務員							1	1		3			5

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

国の行政職俸給表（二）に準じたものを3級まで適用する。

イ 手当等

一般行政職に準じて支給する。但し、特殊勤務手当である「老人福祉施設勤務手当」については、廃止を検討する。

ウ 昇給基準

毎年1月1日に勤務成績に応じて4号給（57歳以上にあつては2号給）を標準として昇給する。但し、平成21年度までは3号給（57歳以上にあつては1号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

給与面については、職務職責に相応しい給与水準となるよう、民間事業者の水準等を考慮しながら適正化を図る。また、職員数については、平成18年3月に策定した揖斐川町定員管理適正化計画に基づき、一般行政職の職員数や総職員数を勘案しながら適正な定員管理に努める。

3 具体的な取組内容

給料表については、現在国家公務員の俸給表に準拠した形となっており、今後も、人事院勧告等に基づき適正な給与制度の運用を図っていく。また、昇給、昇格や勤勉手当についても、勤務評定の厳格な運用により、その職責に応じた給与水準となるよう適正な運用を図る。

職員数については、平成17年1月31日に合併した当町においては、近隣自治体と比較して多い職員数となっており、基本的考えとしては、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託及び臨時職員の活用により職員数の削減を図るものとする。

特に、学校給食施設については、センター方式3箇所、自校方式2箇所となっており、保育所給食の外部搬入の特区申請とあわせて、合併のスケールメリットを生かした調理員の削減を図っていく。

また、用務員等その他の技能労務職員については、退職不補充を基本とし、臨時職員やアウトソーシングにより、職員数の削減を目指す。